

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 令和5年3月15日(水) 13:30~
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 崎 教育長
田 中 委 員
奥 山 委 員
大 谷 委 員
原 田 委 員
柳 川 委 員
清 水 教育企画監
今 西 教育総務局長
栗 生 生涯学習局長
川 嵩 学校教育局長
木地尾 参事
藁 科 総務課長
岩 橋 福利厚生室長
吉 田 教職員課長
宮 田 人権教育推進課長
田 伏 スポーツ課長
垣 本 文化遺産課長
深 野 県立学校教育課長
津 村 特別支援教育室長
大 樫 義務教育課長
川 口 教育支援課長
森 田 教育センター学びの丘所長
鍋 田 紀北教育事務所長
大 堀 紀南教育事務所長
井 上 総務課副課長
平 秘書広報班長
竹 田 総務課副主査
山 本 総務課主事

1 開 会

○教育長 ただ今から、教育委員会 3 月定例会を開会する。

○教育長 本日の議題である議案 67 号及び議案 68 号については教育行政の公正かつ円滑な運営に支障を及ぼす恐れがあるため、議案 69 号から議案 73 号については人事案件のため、これらを非公開としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

○教育長 それでは、議案 67 号から議案 73 号については、非公開とする。ついては、議事進行上、非公開案件の審議を「諸報」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

令和 5 年 2 月 17 日（金）の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第 61 号

和歌山県教育庁組織規則の一部改正について

議案第 62 号

和歌山県教育庁等職員服務規程の一部改正について

議案第 63 号

事務専決規程の一部改正について

議案第 64 号

和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止について

○教育長 「和歌山県教育庁組織規則の一部改正」「和歌山県教育庁等職員服務規程の一部改正」「事務専決規程の一部改正」「和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の廃止」について、一括して説明願いたい。

○教職員課長 まず議案第 64 号から説明する。和歌山県教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を廃止するもの。博物館機能の強化の一環として、美術や芸術振興、自然保護、環境対策等の事業で、関連性が深い知事部局で指導助言や運営監督を行うことによって、博物館の有する学術的、専門的な機能や人材を県政策に有効に活用するという目的で、平成 26 年度から、近代美術館は文化学術課、自然博物館は環境生活総務課で補助執行を開始した。この補助執行については、教育委員会の権限を残したまま、知事部局の職員に事務の一部を執行させる制度である。9 年間にわたって事業を実施する中で、教育委員会のノウハウも蓄積され、2 館とも学芸員が主体的に事業立案できるようになり、今後は、2 館との連携をより強化し、施策を迅速に推進していくため、補助執行を解除したいと考え、補助執

行を規定している本規則を廃止するものである。

続いて、議案第 61 号和歌山県教育庁組織規則の一部改正について、総務課内に教育DX推進室を設置することに伴い、総務課の所掌する事務として、第 3 条第 1 項に、第 25 号から第 28 号を追加し、デジタル行政の推進に関することや、学校教育の情報化に関する文言を入れる。第 27 号及び第 28 号については、県立学校教育課及び義務教育課で行っていた ICT 関係の事務を移管するものであり、県立学校教育課の第 9 条第 1 項第 10 号及び第 11 号、義務教育課の第 10 条第 1 項第 7 号の ICT に関するものは削除する。また、先ほど議案第 64 号でご説明した、近代美術館と自然博物館の補助執行を解除するにあたり、以前は 2 館とも文化遺産課の所管であったが、事業の関連性が薄いことや、自然博物館の新館構想の政策推進をグリップする必要があるため、総務課へ移管したいと考えている。2 館いずれも所管を文化遺産課から総務課に移管するため、総務課の第 3 条第 1 項第 23 号に近代美術館に関すること、第 24 号に自然博物館に関することを追加し、文化遺産課の第 8 条第 1 項第 5 号、同じく第 8 号を削除する。また、近畿高等学校総合文化祭が終了したことに伴い、県立学校教育課の第 9 条第 1 項第 12 号を削除するほか、所要の改正を行う。

続いて、議案第 62 号和歌山県教育庁等職員服務規程の一部改正について、地方公務員法が令和 5 年 4 月 1 日に改正されることに伴い、参照していた条文を修正するとともに、定年延長制度の導入により、60 歳に達した年度の翌年度から定年の年度までの期間、定年前再任用短時間勤務を選択できるようになるため、従来の再任用短時間勤務職員の記載を変更する。

続いて、議案第 63 号事務専決規程の一部改正について、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴い、個人情報に関する規定については和歌山県個人情報保護条例から参照していたが、法律が直接適用されるようになったため、所要の修正を行う。なお、和歌山県個人情報保護条例は廃止となる。

以上御審議よろしく願います。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第 61 号から議案第 64 号については、原案のとおり決定する。

議案第 65 号

博物館の登録に関する規則の一部改正について

○教育長 「博物館の登録に関する規則の一部改正」について、説明願いたい。

○文化遺産課長 博物館法及び同法施行規則が改正され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、博物館の登録に関する規則の一部を改正するものである。今回の法改正は約 70 年ぶりの大改正で、近年、博物館に求められる役割・機能が多様化・高度化していることを踏まえ、社会の変化に応じた博物館活動の振興と機能

向上を図るために行われたもの。これにより、これまでは、地方公共団体や公益法人等に限定されていた博物館の設置について、法人類型にかかわらず博物館登録が可能となるほか、審査基準の主体が外形的なものから実質的なものになるなど、登録制度が大幅に見直されていることから、本規則を改正するもの。具体的な内容については、大きく3点。

一つ目は、登録に関する審査基準の策定。改正法の第13条第2項の国の基準を参酌して定めることという趣旨を踏まえ、文部科学省令で定める基準のとおりとしている。二つ目は、博物館の設置者による定期報告に関する規定を新たに整備した。従来、登録後の状況確認が適切に行われず、いわゆる登録しっ放しというような状況があり、実態との乖離が生じていたことに対する反省から、法で新たに設けられた規定である。県の規則では年1回の報告を求めることとしている。三つ目が、今後、指定施設となる博物館相当施設に関する規定を新たに整備するもの。従来、博物館相当施設については、文部科学省令に基づく指定等を行っており、県規則には関係規定がなかったが、登録と同様に、国の基準を参酌して審査基準を定めることとなったため、登録の基準を準用する形で定めるものである。

規則の施行期日は令和5年4月1日を予定している。

御審議よろしく願います。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第65号については、原案のとおり決定する。

議案第66号

和歌山県立高等学校規則の一部改正について

○教育長 「和歌山県立高等学校規則の一部改正」について、説明願いたい。

○県立学校教育課長 粉河高等学校定時制課程の廃止に伴い、本規則から粉河高等学校定時制課程を削除するものである。

御審議よろしく願います。

○教育長 これについて、御意見、御質問等はないか。

(異議なしの声)

○教育長 議案第66号については、原案のとおり決定する。

4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

4月6日(木)	総合教育会議
4月21日(金)	教育委員会4月定例会
5月24日(水)	教育委員会5月定例会

<非公開議案>

5 付議事項

議案第67号

令和6年度和歌山県立中学校入学者選考日程について

義務教育課長から「令和6年度和歌山県立中学校入学者選考日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第68号

令和6年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程について

県立学校教育課長から「令和6年度和歌山県立高等学校入学者選抜日程」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第69号

令和5年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員について

義務教育課長から「令和5年度和歌山県教科用図書選定審議会の委員」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第70号

和歌山県教職員健康審査会委員の委嘱について

教職員課長から「和歌山県教職員健康審査会委員の委嘱」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第71号

令和4年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動について

紀北教育事務所及び紀南教育事務所長から「令和4年度末公立小・中学校及び義務教育学校管理職人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第72号

令和4年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動について

教職員課長から「令和4年度末県立学校長及び教頭並びに事務長人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 73 号

令和 4 年度末事務局等職員人事異動について

教職員課長から「令和 4 年度末事務局等職員人事異動」について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

7 閉 会

○教育長 これで、予定されていた議事が全て終了したので 3 月定例会を閉会する。
(14:33 閉会)